

監査公表第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成30年 2 月15日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法 子

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年11月24日（金）

2 監査の対象

敦賀市立子ども発達支援センター

指定管理者 社会福祉法人 ウェルビーイングつるが

主 管 課 福祉保健部地域福祉課

3 監査の方法

平成28年4月1日から平成29年9月30日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

4 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書及び財務事務の執行等を審査した結果、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、次の事項については、指定管理者及び主管課において適正な措置等をとられ、施設目的に即した運営をお願いしたい。

（1）リスクの管理について

指定管理者制度の趣旨に沿って運営に関してはしっかり行っているところですが、さらなる管理体制の充実のために、各業務を行う上でのリスクについては、あらかじめ洗い出しを行い、そのリスクを回避できるような体制づくり、そしてその対応を文書化しておくことが望ましい。

（2）基本協定書、年度協定書、業務仕様書について

指定管理者と交わす各書類には指定管理者にそぐわない記載をしないよう、特に業務仕様書には業務内容を把握し、実用にあった記載となるよう努めていただきたい。